

別紙

高知みらい科学館プラネタリウム窓口観覧券発券及び投映プログラム別残席表示システム 賃貸借仕様書

1 件名

高知みらい科学館プラネタリウム窓口観覧券発券及び投映プログラム別残席表示システム賃貸借

2 契約期間

令和8年2月1日から令和13年1月31日まで（長期継続契約）

3 賃貸借料対象

ハードウェア一式、ソフトウェア一式及び保守契約料

4 対象物件が備えるべき機能概要

本件対象のハードウェア及びソフトウェアは以下の内容を行える機能を有すること。

高知みらい科学館（以下「科学館」とする。）のプラネタリウム観覧券を窓口カウンターにて販売する。

発券窓口では、商品の販売も行うため、発券システムにて商品の販売精算も行う。

プラネタリウムは時間帯ごとの入れ替え制。座席数（82 席）の制限があるため、発券と同時に残席管理を行う。残席の空き状況は残席表示機にて情報発信を行う。また、科学館システム側にも残席情報をCSVにて送信する。

5 ハードウェア（別紙1「システムイメージ図」）

(1) 窓口観覧券発券機

ア 発券精算用パソコン 1台

- ・ 形状 デスクトップ型
- ・ OS Windows11 Pro 以上
- ・ Microsoft Office Home 2024 以上
- ・ CPU Corei5プロセッサ以上
- ・ メモリ 16GB 以上
- ・ ストレージ SSD 256GB 以上
- ・ キーボード JIS 標準配列準拠
- ・ マウス

※ 本体ハード保証 5年間パーツ保証（365日当日オンサイト保守）

イ 発券管理兼残席表示用パソコン 1台

※ 仕様・ハード保証はすべて、5(1)アと同じ

ウ タッチパネルモニタ 1台 (5(1)アと接続)

- ・ 画面：15 インチから 17 インチタッチパネルモニタ程度
- ・ 超音波表面弾性波方式
- ・ チルト角度 - 5 ～90° 以上

エ 料金表示機（お客様用精算料金確認用ディスプレイ） 1台

- ・ 表示部分が W130 mm×D19 mm×H58 mm以上であること。

オ ジャーナルプリンタ 1台

- ・ 用紙幅 58 mm／80 mmの印字が可能であること。

カ キャッシュドロア 1台

- ・ 紙幣 3 金種以上、貨幣 5 硬貨以上であること。
- ・ 外径寸法が、奥行き 400 mm以内であること。

キ チケットプリンタ 1台

- ・ 感熱・熱転写兼用／オートカット／印字速度 14 インチ／秒以上
- ・ 発券後のチケット受皿が付いていること。

※ チケットサイズ（幅 130 mm×ピッチ 61 mm以内）

※ 5年間オンサイト対応保守サポート

ク 帳票出力用レーザープリンタ 1台

- ・ モノクロ A 4 対応
- ・ サイズ W400 mm×D376 mm×H289 mm程度

※ 窓口カウンターエリア内に設置

ケ 無停電電源装置 1台

- ・ 500VA以上

※ 5(1)ア、ウ、エ、オ、キ、サの機器に接続し、瞬電に対応できること。

コ ハンディスキャナ（商品バーコードラベル読み取り用） 1台

- ・ レーザー式ガンタイプ（可視光半導体レーザー650nm）

サ バックアップ用HDD 1台

- ・ 1.0TB×2 RAID1 以上

(2) 残席表示機（5(1)イ）と接続)

ア 液晶ディスプレイ 1台

- ・ 24 インチ程度
- ・ 解像度 1920×1080
- ・ 表面処理 ノングレア（非光沢）
- ・ 入力端子 残席表示パソコンと接続できるデジタル端子があること。
- ・ 表示階調／表示色 約 1677 万色：8Bit 対応以上

- ・ 接続ケーブル 残席表示パソコンとの接続に必要なケーブルを納入すること。

6 ソフトウェア要件

ソフトウェアは、展示施設等で導入実績のあるパッケージシステムであることとし、また、バージョンアップが継続されていること。

(1) 発券、物販、残席管理ソフトウェア

ア 残席管理機能

- ・ プラネタリウムの最大席数から、発売可能枚数を管理できること。
- ・ 発売可能枚数を自由に変更できること。

イ 科学館システム（サイネージ）へのデータ配信について

- ・ 各投映回の残席情報を、科学館システムへリアルタイムにCSVデータとして送信できること。このデータは、別途サイネージでプラネタリウムの残席状況を来館者に分かりやすく表示するために使用する。（サイネージ用ソフト（Nomoad Version 3.64 カスタム版）に取り込み、使用する。詳細は打合せにより決定）
- ・ 科学館ネットワーク上にある指定フォルダにリアルタイムに送信およびデータの上書きができること。

ウ 帳票出力

- ・ 窓口発券機の売上データを収集し、日報・月報・年報・期間集計の印刷、プレビュー、エクセル出力ができること。
- ・ 出力する帳票は以下のとおりとする。
 - 券種別売上枚数・売上金額集計（日報・月報・年報）
 - 投映回別売上枚数集計（日報・月報・年報）
 - 物販売上数（登録商品別）・売上金額集計（日報・月報・年報）
- ・ 手入力ができること。

エ データ修正機能

- ・ 窓口発券機で販売した売上データを過日訂正できること。

オ スケジュール設定

- ・ 1日の中での投映休止回の設定ができること。
- ・ カレンダーに連動して設定した観覧券を指定日のみ販売することができること。
（例：祝日の設定や任意指定日の設定をしておくことで、設定日のみの観覧券の発券ができる。）

カ 料金マスター設定

- ・ 券種及び商品の登録ができること。
- ・ 各券種及び各商品の料金設定ができること。
- ・ 各券種に“発券する”又は“発券しない”のいずれの設定もできること。

キ 物品販売

- ・ 商品バーコードの登録が可能なこと。

ク システム設定

- ・ システムのバックアップデータをファイル出力可能なこと。

ケ セキュリティ

- ・ システム起動時にオペレーター I D、パスワードによるユーザー認証ができること。
- ・ 精算時にオペレーター I Dやパスワードを入力するなどして精算者を特定することができること。
- ・ オペレーター I Dにより操作権限を設定できること。

コ 発券時機能

- ・ タッチパネルにて券種ボタンを押下することで指定の観覧券を発券できること。
- ・ 券種ボタンの 1 画面のボタン数は 20 以上設定できること。券種グループ（メニューグループ）は 100 以上設定できること。
- ・ 練習モードで操作のトレーニングができること。
- ・ 観覧時間区分を指定して発券可能なこと。
- ・ 残席状況を確認し、空きがあれば発券可とすること。
- ・ 満席時や投映時刻を過ぎた投映回は、発券できないようにすること。ただし、窓口係員により発券可能とすること。
- ・ 1 回の取引操作で複数のメニューボタンが選択でき、発券処理が可能なこと。
- ・ 一般観覧券、減免対象者割引券、その他取扱う全券種の発券処理が可能なこと。
- ・ 1 回の精算で枚数発券または、まとめて発券のいずれかが選択可能なこと。
- ・ 払い戻し処理ができること。
- ・ 発券しない券種（例：観覧券なしの座席登録対応）については、売上計上のみ行うこと。
- ・ 無料設定の招待券・参加券・観覧券が発券できること。
- ・ お客様から預かったお金を画面上のテンキーで入力し、つり銭の計算ができること。
- ・ 料金表示機（お客様用精算料金確認用ディスプレイ）に、合計金額、預かり金額、おつりの取引金額が表示されること。
- ・ 入力途中の処理を途中で全クリアできるボタンを設けること。
- ・ 入力内容を誤った場合、訂正できる機能を設けること。
- ・ 発券後には、残席数に反映されること。
- ・ 領収書がレシート用紙にて出力されること、また、お客様控えと施設控えを印刷すること。
- ・ 取引履歴が閲覧できること。また、各券種の途中集計が確認できること。

- ・ ハンディスキャナ（商品バーコードラベル読み取り用）にてバーコードメニューシートや引換券等のバーコードを読み込むことで指定の観覧券を簡単に発券することができること。
- ・ 団体来館者や繁忙期に備え、利用券の事前発行ができること。
- ・ 自由な単価で、手入力売上を入力できること。
- ・ 券面に印刷する文字を 90° 回転することができること。

サ 物品販売

- ・ 物品販売と並行して精算が可能であること。（同一精算上でも可能であること。）
- ・ バーコード登録されている商品は、ラベルシール等のバーコードを読み取り、精算処理ができること。
- ・ 商品にバーコードの表記のない物品販売にも対応できること。
- ・ 預かり金入力を円滑に行うために「千円」および「万円」単位の入力ボタンを設定できること。
- ・ 1取引ごとに、レシート発行ができること。

シ 残席表示機

- ・ 窓口カウンターディスプレイ 1 台を設置し、当日のプラネタリウム各回投映開始時刻・番組名・残席状況を表示できること。
- ・ 発券機画面側で残席数のリアル数値が確認できること。
- ・ 発券システムと連動し、プラネタリウム各回の開始時刻、番組名、残席状況をリアルタイム表示すること。
- ・ 残席状況は、「○」「△」表示、または「残り●席」といった数字表記で表示ができること。
- ・ 残数がなくなった場合は、販売終了の表記をすること。
- ・ 開始時刻を過ぎた場合は、非表示、または販売終了の表記をすること。
- ・ 残席状況の表示以外に、施設案内などの画面切り替え表示、又は情報伝達手段としてテキストのテロップ表示機能等があること。

ス インターネット未接続時の運用

- ・ インターネット接続をシステム運用に必要とする場合、インターネット未接続時でも発券、物販、残席管理が可能であること。また、未接続時に発生したデータは、接続時に不整合なく同期できること。データが競合した場合、設置したローカルデータを優先させること。

(2) セキュリティの対策ソフトウェア

- ・ パソコンには市販の有料ウィルス対策ソフトをインストールし、5 年間のリース期間中はライセンスを継続させること。

7 付帯作業

本件対象機器の設置にあたり、システム設置エリア間のネットワークや電話回線は当市で整備するが、LANケーブル等その他必要となるネットワーク機器は本調達に含めることとする。

- ・ 発券システム機器の設置場所はすべて券売カウンター内とする。
- ・ 配線ルートは、十分調査の上で施工すること。
- ・ HUBは必要に応じて準備すること。
- ・ LANケーブルは、CAT5e以上とする。
- ・ 主電源は科学館側準備とし、機器に必要なコンセントタップ等は、本調達に含む。

8 保守要件

電話対応、リモート保守、代替機貸出、修理依頼代行、再セットアップ、定期点検、バージョンアップ（新機能リリース後）等を行うこと。

- ・ 保守サービスを実施する作業者は、機器のメーカー保証を確保するため、契約業者若しくは、純正部品の供給を受けて作業を実施することが可能な代理店、特約店、取扱店が行うものとする。
- ・ 5年間の保守費用を見積に含むこと。
- ・ 故障時の連絡体制を明確にすること。
- ・ 電話での対処が困難な場合、リモートアクセスか、又は速やかに現地を訪問すること。
- ・ ソフトウェア問い合わせは365日対応できること。
- ・ ハード故障時は代替品の貸し出しが可能なこと。

9 設置作業計画

- ・ 機器の設置は、担当者の承諾を得た上で行うこと。
- ・ 作業に先立ち現地の状況等について綿密な調査を行い、実情を十分把握した上で作業を行うこと。
- ・ 工程表を提出し、担当者とのスケジュールの打合せを行うこと。

10 機器設置後対応

(1) 取扱説明

- ・ 各機器の取り扱い説明を行い、操作研修に立ち会うこと。
- ・ 係員人数分のシステム設定及び操作に関する説明書を準備すること。

(2) 稼働立会

- ・ 機器の稼働開始日初日（令和8年2月3日（火））は、施設開館時からプラネタリウム最終上映終了後の窓口作業（売上確認、入場者等の統計確認・出力等）まで終日立ち会いを行うこと。

11 納入場所

高知みらい科学館

高知市追手筋二丁目 1 番 1 号 オーテピア 5 階

電話：088-823-7767

Email：kc-201005@city.kochi.lg.jp

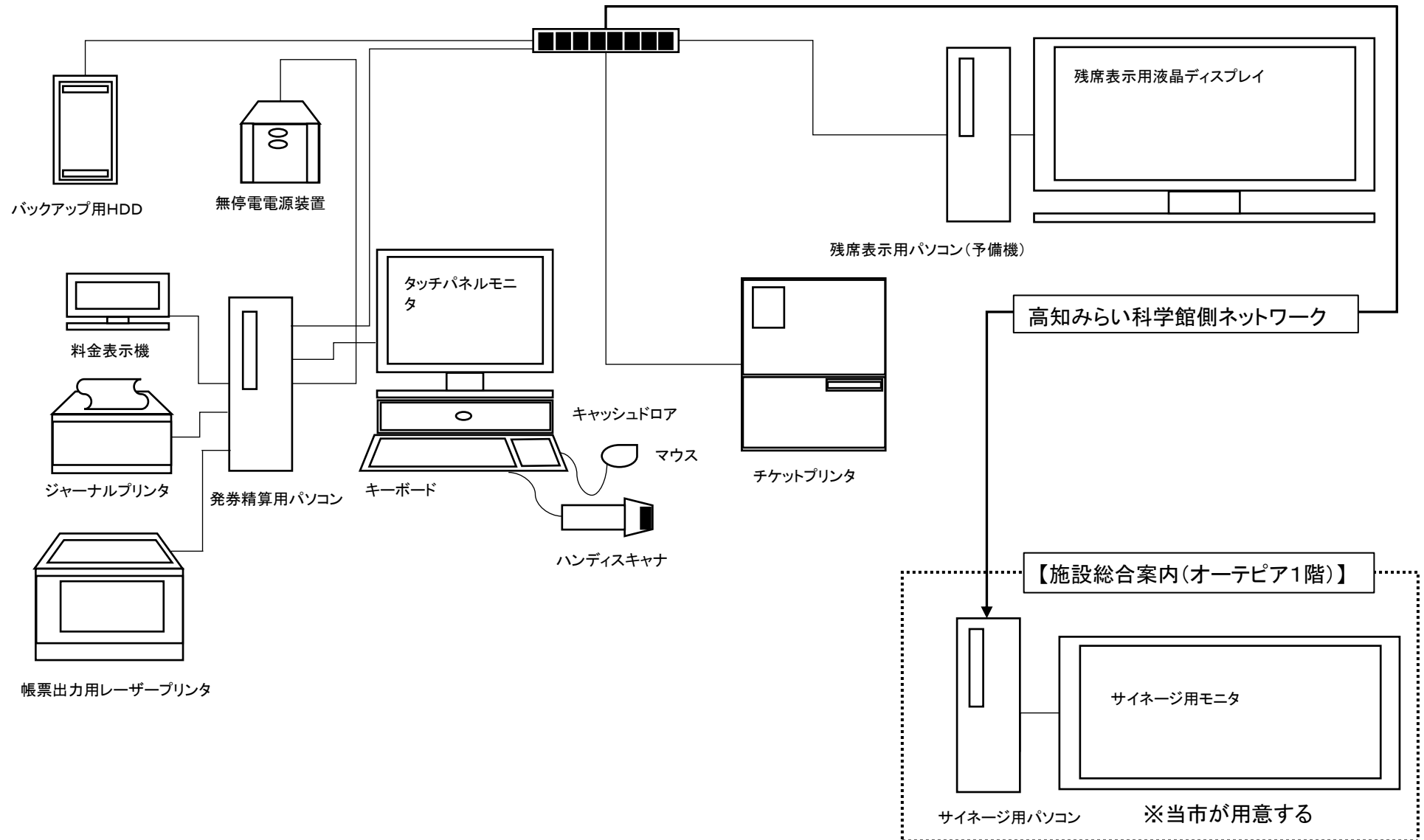
担当：秋山・前田・竹村

12 特記事項

- ・ リース満了後の機器一式の撤去費を含むものとする。
- ・ 故障対応、機器返却時のデータ消去を行うこと。
- ・ ロール紙、レシート用紙、ラベル紙などの消耗品は別途購入する。
- ・ 契約後直ちにロール紙および発券機プリンターに対応するロール紙の仕様、レシート用紙およびラベル紙の仕様を提示すること。
- ・ 本仕様書に疑義のある時は、担当者に問い合わせること。
- ・ 保守業者及びリース業者を複数業者で契約を行おうとする場合は、そのすべての業者について業者名、住所、代表者役職名、代表者名、貴社との関係及び本契約上の役割分担等を記述した書類を契約書類に添付すること。（別紙 2 「契約イメージ図」）
- ・ 高知市の入札参加資格登録業者でない者が契約者に含まれる場合は、その者に係る「暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書」（別紙 3）を提出すること。

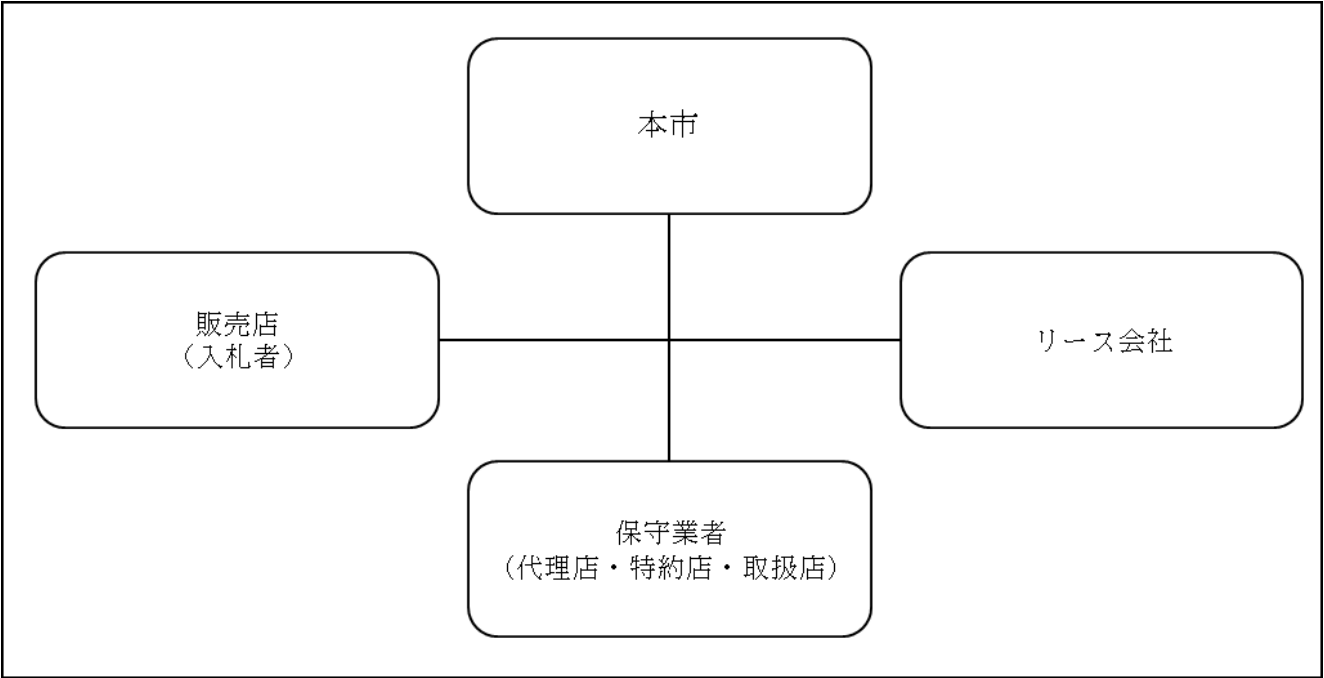
別紙1 「システムイメージ図」

【高知みらい科学館(オーテピア5階)チケット発券・物販カウンター】

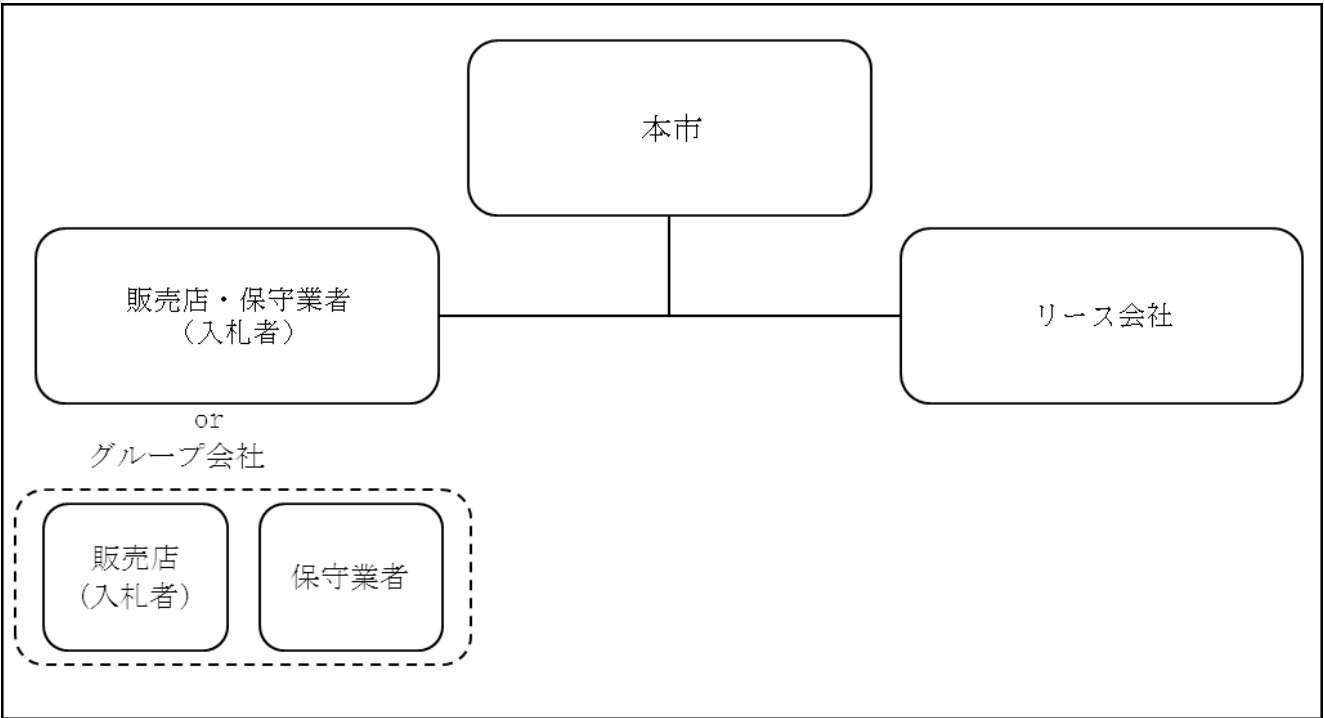


別紙2「契約イメージ図」

① 保守業者を含む4者契約の場合



② 自社で保守を行う3者契約の場合



私は、自己又は自社の役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号。以下「暴力団排除規則」という。）第 4 条各号のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

令和 年 月 日

所在地（住所）

法人名・商号・名称等

代表者	職名	氏名	印
-----	----	----	---

記

役員等名簿

[illegible]

【備考】

(裏面)

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき取り扱うものとし、高知市が高知市事業等からの暴力団の排除に関する協定書に基づき実施する暴力団等の排除以外の目的には使用しません。また、高知市がこれらの情報をもとに高知県警察本部から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

- 1 この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な（旧字等）字体で記載してください。
 - (1) 株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
 - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
 - (3) 合資会社については、無限責任社員
 - (4) 社団法人又は財団法人については、理事
 - (5) 法人については、(1)から(4)までに掲げる者のほか経営若しくは運営に実質的に関与している者
 - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
 - (7) 個人については、その者
 - (8) 次に該当する場合は、(1)から(7)に掲げる者のほか、次の者
 - ① 支配人を置く場合は、支配人
 - ② 高知市との取引において、支店長又は営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長又は営業所長その他の者
 - ③ 高知市に事業所がある場合で、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるか、また、契約事務の委任等を受けた者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（当該者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）
 - (9) 当該法人が会社更生手続き又は民事再生手続き中である場合は、(1)から(8)までに掲げる者のほか、管財人
- 2 新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

○高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（抜粋）

（市の事業等からの暴力団の排除）

第4条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について警察等関係機関が次の各号のいずれかに該当する者として確認したときは、次条から第10条までに定めるところにより、市の事業等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) その契約に係る業務、補助金に係る事業又は公の施設の管理に係る業務（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
- (3) 暴力団員等を雇用している者
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
- (6) その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (8) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者